

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第十一号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

九 配偶者同行休業職員（職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月奈良県条例第十号）第二条の規定により配偶者同行休業をしている職員をいう。）

第六条第二項第二号中「及び第二条第八号」を「並びに第二条第八号及び第九号」に改める。

第八条第六号中「第二条第八号」の下に「及び第九号」を加える。

第十二条第二項第二号中「及び第二条第八号」を「並びに第二条第八号及び第九号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。